

定期積金「シニアプラス」規定

平成30年9月3日設定

1. (預入資格)

シニアプラス定期積金（以下「この積金」といいます。）は、以下に定めるお客様に限りお預け入れできます。

- (1) 国民年金・厚生年金・共済年金または農業者年金（以下あわせて「公的年金」といいます。）の受取を当ＪＡで既に開始されているお客様、または当ＪＡで公的年金の受取を新規に指定されるお客様。

2. (取扱店舗)

この積金の預け入れは、当ＪＡのどちらの店舗でも取り扱いできます。

3. (払込方法)

契約期間内で1か月もしくは2か月ごとのいずれかの掛込間隔で掛金を分割払込。ただし、2回以上の先掛けについてはご遠慮いただきます。

払込金額は1回当たり10,000円以上。

4. (お預け入れ貯金種類および貯金名義)

この積金は、定期積金とします。

なお、この積金は、公的年金の受け取りをされているお客様の名義に限ります。

5. (適用利回り)

この積金の掛込期間を通じて公的年金を当ＪＡで受け取る場合、この積金は、契約日の定期積金の店頭表示利回りに0.06%を上乗せした利回りを約定利回りとします。

6. (給付補填金等の計算)

当ＪＡがやむをえないものと認めてこの積金を満期日前に解約する場合には、払込日から解約日の前日までの日数および解約日における普通貯金の利率によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。

7. (契約期間を通じて公的年金の受け取りがされない場合の対応)

証書記載の利回りにかかわらず、契約日当日の定期積金の店頭表示利回りを通知することなく契約日にさかのぼって適用します。

8. (その他)

- (1) 取扱期間は平成30年9月3日から平成31年2月28日までとします。
- (2) 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または当初契約時の年利回り（年365日の日割計算）による延滞利息をいただきます。
- (3) 掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。
- (4) 本商品は、利用分量配当金対象外となっております。なお配当金は、毎事業年度終了後の通常総代会で決定する剰余金処分に基づくもので、貯金のお利息とは異なり、お約束するものではありません。
- (5) この規定に定めのない事項については、別にお渡しする定期積金規定により取り扱います。

以 上